

## 第2章

### 小規模高齢者施設における安全対策の実態

本章では、認知症高齢者グループホームならびに小規模多機能型居宅介護の安全対策の実態をアンケート調査に基づき報告します。

平成22年3月13日に発生した札幌市の認知症高齢者グループホーム火災をうけて、厚生労働省、国土交通省、総務省消防庁による緊急プロジェクトチームが設置され、調査が実施されています。1ヶ月後をめどに調査結果がとりまとめられますので、より正確なデータについてはそちらをご確認下さい。

# 1 アンケート調査について

## 1-1. 調査の目的

本調査は「認知症高齢者グループホーム/小規模多機能型居宅介護の防火安全対策に関する調査」として行われたアンケート調査です。防火安全対策では、利用者の安全性と暮らしの両立を目指して、防火管理・消防設備・建築の3つの視点から講じていく必要があります。本調査では、主にグループホーム/小規模多機能の両施設の建物、防火管理体制、消防設備の実態を明らかにすること、消防法改正に伴うスプリンクラー設置の状況を把握することにより、小規模施設における今後の防火安全対策のあり方を考えるための基礎的知見を得ることを目的としています。

## 1-2. 調査方法

認知症高齢者グループホーム（以下、GH）および小規模多機能型居宅介護（以下、小規模多機能）の全国の事業所に対し、<sup>しっかい</sup> 悉皆アンケート調査（平成21年8月現在）を実施しました。調査にあたって、認知症グループホームについては、全国認知症グループホーム協会に、また小規模多機能型居宅介護については、全国小規模多機能型居宅介護事業者連絡会の協力を得て、調査の依頼を行い、日本医療福祉建築協会がその回収・分析を行いました。

## 1-3. 分析データ数

GHの調査票発送数は10,106通、回答があったのは3,060通で回収率は30.3%（図表2-1）。小規模多機能では発送数2,184通、回答があったのは849通、回収率は38.9%（図表2-1）。悉皆調査としては高い回収率が得られたことから、調査結果についても信頼性が高いものとして位置づけられます。

	GH	小規模多機能	備考
A 発送数	10,183	2,230	2009.8.20 全数
B 休止・廃止等	77	46	
C 実発送数	10,106	2,184	
D 回答数	3,060	849	
D/C 回収率	30.3%	38.9%	

図表 2-1 アンケート調査の回収率

## 2 アンケート結果

### 2-1. 施設の概要

#### 2-1-1 運営主体

運営主体別にみると、GHでは社会福祉法人が27.2%と最も高く、ついで有限会社26.7%、株式会社21.4%、医療法人17.6%とつづく。NPOを含め、民間運営が半数を超えています（図表2-2）。

小規模多機能では、社会福祉法人が33.0%と1/3を占め、ついで株式会社が21.4%、有限会社が19.9%、医療法人13.9%とつづきます（図表2-2）。

	GH		小規模多機能	
	施設数	割合	施設数	割合
社会福祉法人	832	27.2%	280	33.0%
医療法人	538	17.6%	118	13.9%
NPO	172	5.6%	67	7.9%
株式会社	656	21.4%	182	21.4%
有限会社	817	26.7%	169	19.9%
その他	45	1.5%	33	3.9%
合計	3,060	100.0%	849	100.0%

図表 2-2 運営主体別割合

#### 2-1-2 定員

定員構成をみると、GH（1ユニット5～9名が基準）では定員10～18名の2ユニットで運営されているものが51.6%と半数を超え、ついで9名（1ユニット）のものが38.7%となっています。古く開設されたもののなかには3ユニット以上で構成されているものもわずかにあります（図表2-3）。

小規模多機能（登録定員は25名まで、通いは15名まで、泊まりは9名まで）では登録定員は基準定員最大の25名での設定が73.9%（図表2-4）、通いの定員も基準最大の15名が71.7%（図表2-5）、泊まりについては5～8名での設定が54.0%を占め、9名での設定は約1/3の事業所となっています（図表2-6）。

定員	GH		登録定員	小規模多機能		通い定員	小規模多機能		泊まり定員	小規模多機能	
	施設数	割合		施設数	割合		施設数	割合		施設数	割合
5～8	109	3.6%	1～19	85	10.0%	1～9	75	8.9%	1～4	104	12.3%
9	1184	38.7%									
10～18	1578	51.6%	20～24	137	16.1%	10～14	165	19.5%	5～8	455	54.0%
19～27	184	6.0%	25	627	73.9%	15	607	71.7%	9	284	33.7%
28～	4	0.1%									
合計	3059	100.0%	合計	849	100.0%	合計	847	100.0%	合計	843	100.0%

図表 2-3  
GH  
：定員別割合

図表 2-4  
小規模多機能  
：登録定員別割合

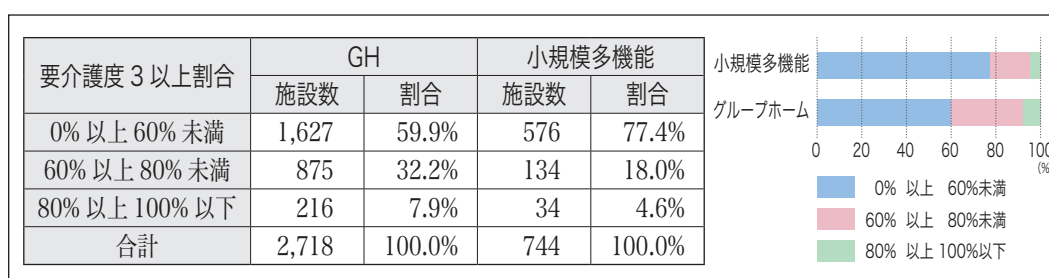
図表 2-5  
小規模多機能  
：通い定員別割合

図表 2-6  
小規模多機能  
：泊まり定員別割合

### 2-1-3 利用者の要介護度

各事業所の利用者に占める要介護度3以上の割合をみると、GHではその割合が60%未満の事業所が約6割を占めていますが、一方で要介護度3以上の割合が8割を超えるところも7.9%、6割以上ということになると約4割が該当することになり、事業所によっては利用者の重度化傾向が顕著なところもあります(図表2-7)。

小規模多機能では、要介護度3以上の割合が60%未満の事業所が77.4%と多くを占めていますが、60～80%のところも18.0%あり、80%以上を要介護度3以上が占める事業所としては4.6%あります(図表2-7)。



図表2-7 利用者に占める要介護度3以上の割合

### 2-1-4 夜勤体制

夜勤体制(人数)としては、GHでは、基本的にユニット単位で夜勤を配置することが求められ、その基準を満たした上で事業所において定めている夜間・深夜の時間帯に常勤換算で1名以上を加配した場合に夜間ケア加算が算定できますが、2ユニットにあたっては1名夜勤でも制度上は可能です。実際の状況を見ると、1ユニットの事業所では夜勤1名体制が92.5%と多数を占めており、1ユニット2名の体制(宿直含む)も3.8%あります。

2ユニット以上の事業所では夜勤2名体制が66.5%と多いが、夜勤1名体制をとっている事業所も18.6%を占めています。夜間時、スタッフ1名で18名をみる体制ということであり、非常時のサポート体制としては厳しい現実があります(図表2-8)。

小規模多機能においては、泊まりの利用者がいる場合には原則、夜勤+宿直の2名体制が、泊まり利用者がいない場合には夜勤か宿直1名が求められています。最も多いのが、夜勤1名+宿直1名の2名体制で、57.7%ですが、夜勤1名+宿直0名(オンコール体制)も36.6%あります(図表2-9)。

ユニット数	夜勤1名 宿直0名	夜勤2名 宿直0名	夜勤1名 宿直1名	夜勤2名 宿直1名	その他	総計
1	1,195	20	42	2	33	1,292
	92.5%	1.5%	3.3%	0.2%	2.6%	100.0%
2以上	329	1,176	77	14	172	1,768
	18.6%	66.5%	4.4%	0.8%	9.7%	100.0%
総計	1,524	1,196	119	16	205	3,060
	49.8%	39.1%	3.9%	0.5%	6.7%	100.0%

図表2-8 GH: ユニット数別にみた夜勤(宿直)人数

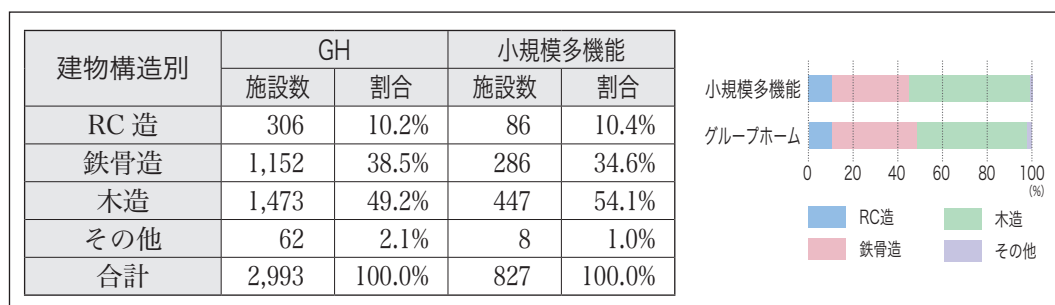
夜勤 宿直	宿直			合計	割合
	0人	1人	2人		
0人	8	3	1	12	3.6%
1人	121	191	1	313	94.6%
2人以上	2	1	3	6	1.8%
合計	131	195	5	331	100.0%
割合	39.6%	58.9%	1.5%	100.0%	

図表 2-9 小規模多機能：夜勤（宿直）人数

## 2-2. 建物について

### 2-2-1. 構造種別

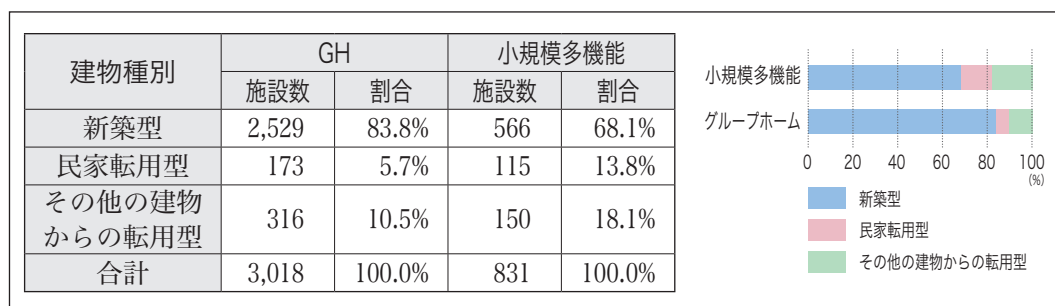
規模が小さいこともあり、木造が49.2%と約半数を占めています。ついで鉄骨造で38.5%、RC造が10.2%となっています。一方、小規模多機能では木造が54.1%、鉄骨造が34.6%、RC造が10.4%となっています（図表 2-10）。



図表 2-10 建物構造別に見た割合

### 2-2-2. 建物種別

GHでは、新築型が83.8%、民家の転用型が5.7%、その他建物の転用型が10.5%。小規模多機能では、新築型が68.1%、民家の転用型が13.8%、その他建物の転用型が18.1%となっており、GHと比べて転用型の割合が高くなっています（図表 2-11）。



図表 2-11 建物構造別に見た割合

### 2-2-3. 確認申請

既存の建物を転用した場合、転用元の建物種別によっては用途変更を伴い、確認申請が必要となる場合があります。GHの転用事例489のうち確認申請を行ったのは

59.9%、行っていないものが2.2%、必要がなかったものが5.5%となっていますが、不明との回答も32.3%ありました(図表2-12)。

小規模多機能の転用事例265のうち確認申請を行ったのは71.3%、行っていないものが4.9%、必要がなかったものが10.6%となっており、不明の割合は13.2%となっています(図表2-12)。

確認申請の有無	GH		小規模多機能	
	施設数	割合	施設数	割合
行った	293	59.9%	189	71.3%
行っていない	11	2.2%	13	4.9%
必要がなかった	27	5.5%	28	10.6%
不明	158	32.3%	35	13.2%
合計	489	100.0%	265	100.0%

図表2-12 確認申請の有無(既存建物転用型)

## 2-2-4 耐震基準

既存建物の転用事例について、転用元の建物の建築年をみるとGH、小規模多機能ともに1981年以前建築のものが約1/3を占め、1982年以降のものが2/3を占めています(図表2-13、図表2-14)。

1981年以前に建築されたものを、いわゆる新耐震基準以前の旧耐震であると分類し、1982年以降に竣工されたものを新耐震基準のものとして分類すると、GHでは、1981年以前のもののうち、旧耐震だが転用にあわせて新耐震基準に適用させるために改修を施したものはわずか12.5%であり、多くが旧耐震のまま活用されています。不明も半数を超えます(図表2-13)。小規模多機能では30.6%が耐震改修を済ませ、旧耐震のまま利用が30.6%、不明が38.7%となっています(図表2-14)。

自施設の建物構造の安全性、耐震性については、十分意識されずに転用・利用されている事例が少なくない実態を示しています。

耐震基準/GH	1981年以前		1982年以降		合計	
新耐震	0	0.0%	100	40.8%	100	27.4%
旧耐震だが耐震改修済み	15	12.5%	19	7.8%	34	9.3%
旧耐震	44	36.7%	37	15.1%	81	22.2%
不明	61	50.8%	89	36.3%	150	41.1%
合計	120	100.0%	245	100.0%	365	100.0%
割合	32.9%		67.1%		100.0%	

図表2-13 GH: 既存建物転用型における耐震基準の適用(建設年別)

耐震基準/小規模多機能	1981年以前		1982年以降		合計	
新耐震	0	0.0%	58	42.0%	58	29.0%
旧耐震だが耐震改修済み	19	30.6%	22	15.9%	41	20.5%
旧耐震	19	30.6%	12	8.7%	31	15.5%
不明	24	38.7%	46	33.3%	70	35.0%
合計	62	100.0%	138	100.0%	200	100.0%
割合	31.0%		69.0%		100.0%	

図表2-14 小規模多機能: 既存建物転用型における耐震基準の適用(建設年別)



### 2-2-5 利用者の利用階

利用者の居住階が1階のみで構成されているのは全体の50.7%と半数を占めています。多くが1階もしくは2階までが利用者階として構成されていますが、3階以上に利用者の利用階が構成されているものも10.9%あります(図表2-15)。利用者の介護度等を考慮しても、非常時の屋外への移動において、時間的な困難を要するケースも少なくないという実態があります。

小規模多機能では、利用者階が1階のみが78.2%と多数を占め、3階以上を含むケースは1.6%とGHと比較しても割合が少なくなっています。

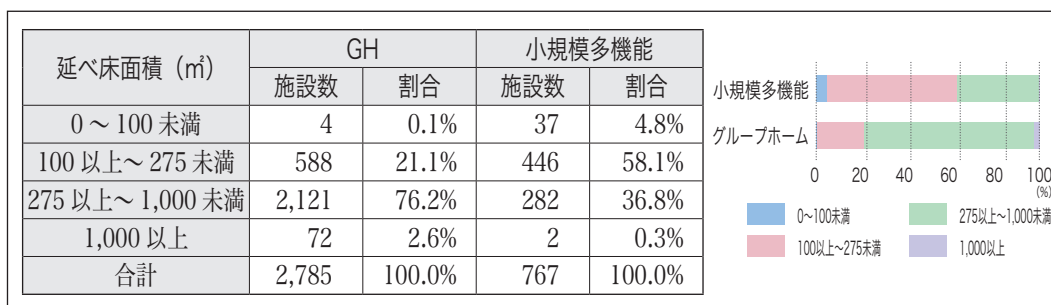
利用者階	GH		小規模多機能	
	施設数	割合	施設数	割合
1階	1,505	50.7%	643	78.2%
2階	252	8.5%	64	7.8%
1階+2階	888	29.9%	102	12.4%
3階以上を含む	323	10.9%	13	1.6%
合計	2,968	100.0%	822	100.0%

図表2-15 利用者の利用階別割合

### 2-2-6 延床面積

今回の消防法改正で新たにスプリンクラーの設置が義務づけられたのは消防法施行令別表第1(6)項口に掲げる防火対象物で、延べ床面積が275㎡以上1,000㎡未満のものであり、GHはこれにあたります。事業所数をみると、全体の76.2%がこれに該当することがわかります。事業所全体でみると1ユニットあたりの平均延べ床面積は298㎡となっています(図表2-16)。

小規模多機能については、今回の改正ではスプリンクラー設置の義務は設けられていませんが、同様に面積的な状況を見ると、275㎡以上の事業所は37.1%となっており、グループホームよりはその規模は小さいことがわかります。平均延べ床面積は267㎡となっています(図表2-16)。



図表2-16 延床面積別にみた割合

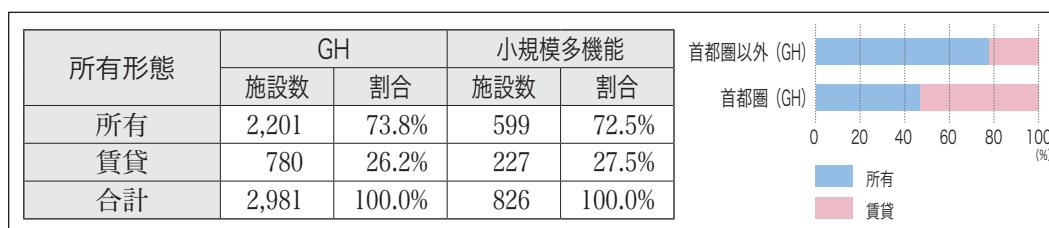
### 2-2-7 建物の所有形態

既存建物において、後付けでスプリンクラーを設置する場合、その建物の所有形態

が、設備の設置・工事に少なからず影響を及ぼすと考えられます。賃借物件であれば、所有者の理解と協力が必要となるためです。

GHでは全体でみると、所有が73.8%となっていますが、東京・神奈川・埼玉・千葉の首都圏に限ってみると、賃貸の割合が52.9%を占めている実態が明らかになりました（図表 2-17～図表 2-19）。

小規模多機能でも GH とほぼ同様の傾向を示しますが、首都圏では賃貸の割合が42.9%と GH と比較し、若干低くなっています（図表 2-17～図表 2-19）。



図表 2-17 建物所有形態別割合

所有形態	GH		小規模多機能	
	施設数	割合	施設数	割合
所有	176	47.1%	44	57.1%
賃貸	198	52.9%	33	42.9%
合計	374	100.0%	77	100.0%

図表 2-18 建物所有形態別割合 首都圏（東京、神奈川、埼玉、千葉）

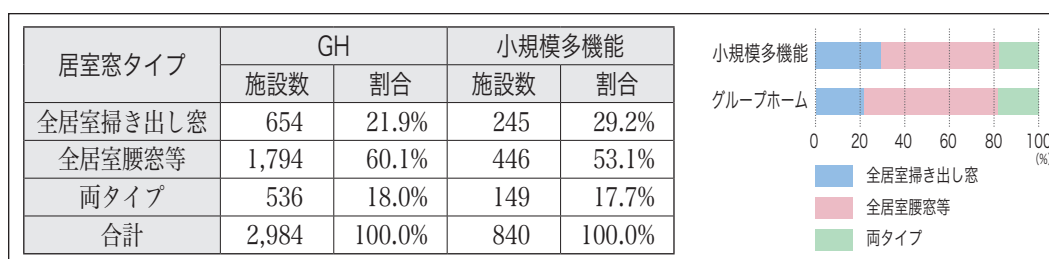
所有形態	GH		小規模多機能	
	施設数	割合	施設数	割合
所有	2,024	77.7%	555	74.1%
賃貸	582	22.3%	194	25.9%
合計	2,606	100.0%	749	100.0%

図表 2-19 建物所有形態別割合 首都圏以外

### 2-2-8 居室の窓のタイプ

居室から屋外への避難等の状況を考えるとき、居室の窓のタイプが屋外避難の容易さを左右します。GHでは全居室が掃き出し窓で構成されているのは21.9%の事業所のみで、全居室が腰高窓など直接外部に出ることが容易ではないタイプが6割を超えています（図表 2-20）。

小規模多機能では、全居室が掃き出し窓で構成されているのが29.2%となっています（図表 2-20）。



図表 2-20 居室の窓タイプ別割合



## 2-3. 防火管理体制

### 2-3-1. 防火管理者

防火管理者は、GHでは10名以上（利用者＋スタッフ）の場合必置となっています。調査時点で防火管理者を選定していないケースが1.4%（43事業所）（図表2-21）。小規模多機能では30名以上（利用者＋スタッフ）の場合必置となっており、調査時点で防火管理者を選定していないケースが8.7%（74事業所）みられました（図表2-21）。

防火管理者	GH		小規模多機能	
	施設数	割合	施設数	割合
選定している	3,007	98.6%	772	91.3%
選定していない	43	1.4%	74	8.7%
合計	3,050	100.0%	846	100.0%

図表 2-21 防火管理者の選定状況

### 2-3-2. 消防計画

消防計画の策定は、GHでは10名以上（利用者＋スタッフ）で計画書の提出が求められます。調査時点で消防計画書を未策定のケースは3.1%（93事業所）（図表2-22）。小規模多機能では30名以上（利用者＋スタッフ）で計画書の提出が求められ、調査時点で未策定のケースが9.5%（80事業所）みられました（図表2-22）。

消防計画	GH		小規模多機能	
	施設数	割合	施設数	割合
策定している	2,943	96.9%	760	90.5%
策定していない	93	3.1%	80	9.5%
合計	3,036	100.0%	840	100.0%

図表 2-22 消防計画の策定状況

### 2-3-3. 消防用設備等点検報告

GHでは実施している割合が96.4%、小規模多機能では実施している割合が90.3%となっています（図表2-23）。

点検報告	GH		小規模多機能	
	施設数	割合	施設数	割合
実施している	2,880	96.4%	736	90.3%
実施していない	109	3.6%	79	9.7%
総計	2,989	100.0%	815	100.0%

図表 2-23 消防用設備等点検報告の実施状況

## 2-3-4 避難訓練

避難訓練の実施は全てが対象となります。GHでは実施している割合が97.8%ですが、小規模多機能では90.3%にとどまり、やや実施率が低くなっています(図表2-24)。

昼間の避難訓練の実施回数をみると、GH・小規模多機能とも年1回が約6割、2回が3割という結果でした(図表2-25)。夜間想定 of 避難訓練は、GH・小規模多機能とも年1回実施が約75%、年2回実施がGHで15.6%、小規模多機能で11.9%となっています(図表2-26)。さらに夜間想定 of 避難訓練を夜間に実施している割合は、GHで90.7%、小規模多機能は89.7%でした(図表2-27)。

避難訓練にあたって近隣住民の参加を求めて行っている割合は、GHで30.5%、小規模多機能で58.6%となっており、小規模多機能の方が高くなっています(図表2-28)。

事前の予告なしでの通報訓練の実施は、GH・小規模多機能とも実施している割合が41.1%(図表2-29)。さらに地域の消防訓練への参加の状況を見ると、参加ありがたいずれも30%程度となっています(図表2-30)。

避難訓練	GH		小規模多機能	
	施設数	割合	施設数	割合
実施している	2,971	97.8%	762	91.6%
実施していない	68	2.2%	70	8.4%
合計	3,039	100.0%	832	100.0%

図表2-24 避難訓練の実施状況

避難訓練 昼間回数/年	GH		小規模多機能	
	施設数	割合	施設数	割合
0	27	1.0%	4	0.6%
1	1,608	60.7%	453	63.5%
2	798	30.1%	222	31.1%
3	55	2.1%	12	1.7%
4~6	82	3.1%	14	2.0%
7~	80	3.0%	8	1.1%
合計	2,650	100.0%	713	100.0%

図表2-25 昼間の避難訓練の実施回数(年間)

避難訓練 夜間回数/年	GH		小規模多機能	
	施設数	割合	施設数	割合
0	141	5.7%	52	10.1%
1	1,803	73.1%	388	75.6%
2	385	15.6%	61	11.9%
3~	138	5.6%	12	2.3%
合計	2,467	100.0%	513	100.0%

図表2-26 夜間の避難訓練の実施回数(年間)

訓練方法	GH		小規模多機能	
	施設数	割合	施設数	割合
夜間に実施	185	9.3%	46	10.3%
昼間に実施	1,801	90.7%	401	89.7%
合計	1,986	100.0%	447	100.0%

図表2-27 夜間想定訓練の実施状況

避難訓練 住民参加	GH		小規模多機能	
	施設数	割合	施設数	割合
あり	741	30.5%	165	26.8%
なし	1,689	69.5%	450	73.2%
合計	2,430	100.0%	615	100.0%

図表 2-28 避難訓練における地域住民の参加状況

事前予告なし での訓練	GH		小規模多機能	
	施設数	割合	施設数	割合
行っていない	708	58.9%	164	58.6%
行っている	494	41.1%	116	41.4%
合計	1,202	100.0%	280	100.0%

図表 2-29 事前予告なしでの通報訓練の実施状況

地域の消防訓練 への参加	GH		小規模多機能	
	施設数	割合	施設数	割合
参加あり	794	32.1%	196	31.2%
参加なし	1,679	67.9%	432	68.8%
合計	2,473	100.0%	628	100.0%

図表 2-30 地域への消防訓練への参加状況

### 2-3-5 ・ 喫煙管理

喫煙場所の管理と見守りの状況をみると、居室（宿泊室）を含めて全館を禁煙としているのは、GHで41.5%、小規模多機能では39.4%。居室（宿泊室）以外は限定して喫煙を認めているものの、居室（宿泊室）では認めていない施設がGHで40.6%、小規模多機能で42.9%でした。居室（宿泊室）を含めて全館で喫煙を認めているところもGHで1.3%、小規模多機能で0.4%ありました（図表 2-31, 2-32）。

喫煙を認める場合の見守り実施の状況をみると、居室（宿泊室）以外では80%以上で見守り実施を行い、居室（宿泊室）では約70%のところで見守りを実施しています（図表 2-33, 2-34）。

GH： 居室以外	施設数	居室	施設数	割合
	割合			
禁煙	1,254	禁煙	1,163	41.5%
	44.8%	喫煙可	91	3.3%
喫煙可	67	禁煙	31	1.1%
	2.4%	喫煙可	36	1.3%
場所を限定して喫煙可	1,479	禁煙	1,138	40.6%
	52.8%	喫煙可	341	12.2%
合計	2,800	/	2,800	100.0%
	100.0%			

図表 2-31 GH：居室以外の喫煙場所の状況

小規模多機能： 宿泊室以外	施設数		宿泊室	施設数	割合
	施設数	割合			
禁煙	341		禁煙	315	39.4%
		42.7%	喫煙可	26	3.3%
喫煙可	8		禁煙	5	0.6%
		1.0%	喫煙可	3	0.4%
場所を限定して喫煙可	450		禁煙	343	42.9%
		56.3%	喫煙可	107	13.4%
合計	799			799	100.0%
		100.0%			

図表 2-32 小規模多機能：居室以外の喫煙場所の状況

見守りの実施 (居室以外)	GH		小規模多機能	
	施設数	割合	施設数	割合
実施	1,097	85.0%	334	81.1%
実施していない	194	15.0%	78	18.9%
合計	1,291	100.0%	412	100.0%

図表 2-33 居室以外の喫煙場所における見守りの状況（全館禁煙事業所以外）

見守りの実施 (居室)	GH		小規模多機能	
	施設数	割合	施設数	割合
実施	302	72.8%	92	70.8%
実施していない	113	27.2%	38	29.2%
合計	415	100.0%	130	100.0%

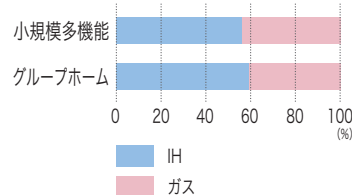
図表 2-34 居室での喫煙における見守りの状況

### 2-3-6 火気管理

まずキッチンのタイプをみると、GHではIH（電気）が59.2%、ガスが40.8%、小規模多機能ではIH（電気）が56.2%、ガスが43.8%となっています（図表 2-35）。管理については、夕食後の使用が終わった後に毎日確認して書類に記載している割合が、GHでは23.2%、小規模多機能では17.0%となっていて、多くが目視による確認のみとなっています（図表 2-36）。

建物種別でキッチンタイプをみると、新築では約2/3がIH、民家の転用では逆に2/3がガスとなっています（図表 2-37、図表 2-38）。

キッチンタイプ	GH		小規模多機能	
	施設数	割合	施設数	割合
IH	1,804	59.2%	474	56.2%
ガス	1,242	40.8%	370	43.8%
合計	3,046	100.0%	844	100.0%



図表 2-35 キッチンのタイプ

キッチンの火気 管理方法	GH		小規模多機能	
	施設数	割合	施設数	割合
使用後毎日確認 し、書類に記載	600	23.2%	119	17.0%
確認のみ	1,988	76.8%	581	83.0%
合計	2,588	100.0%	700	100.0%

図表 2-36 キッチンの火気管理方法

新築・転用×キッチン GH	IH	ガス	合計
新築	1,557	963	2,520
	61.8%	38.2%	100.0%
民家転用	53	115	168
	31.5%	68.5%	100.0%
その他の建物転用	165	138	303
	54.5%	45.5%	100.0%

図表 2-37 GH：建物種別とキッチンタイプ

新築・転用×キッチン 小規模多機能	IH	ガス	合計
新築	363	198	561
	64.7%	35.3%	100.0%
民家転用	36	79	115
	31.3%	68.7%	100.0%
その他の建物転用	63	87	150
	42.0%	58.0%	100.0%

図表 2-38 小規模多機能：建物種別とキッチンタイプ

### 2-3-7 ● 防災物品・防災製品

施設で使用されるカーテン、のれん等（持ち込み含む）における防災製品の利用についてみてみます（図表 2-39）。

#### 【カーテン】

防災物品・製品に限定した利用をしている割合は GH では 92.0%、小規模多機能では 91.1% となっています（図表 2-40）。

#### 【のれん】

居室入口等で使用されることが多い「のれん」ですが、防災物品・製品に限定した利用をしている割合は GH では 32.2%、小規模多機能では 32.5% となっており（図表 2-41）、のれんについては、その長さ等により扱いが異なったり、消防の指導により扱いが異なるケースがあります。

#### 【カーペット】

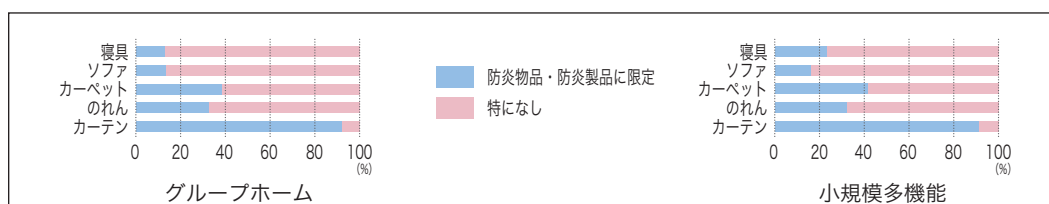
防災物品・製品に限定した利用をしている割合は GH では 38.7%、小規模多機能では 41.8% となっています（図表 2-42）。

#### 【ソファ】

防災物品・製品に限定した利用をしている割合は GH では 13.4%、小規模多機能では 16.0% となっています（図表 2-43）。

## 【寝具】

防災物品・製品に限定した利用をしている割合はGHでは12.9%、小規模多機能では23.3%となっています(図表2-44)。



図表 2-39 施設内利用物品の防災製品利用状況

カーテン	GH		小規模多機能	
	施設数	割合	施設数	割合
防災物品・防災製品に限定	2,773	92.0%	762	91.1%
特になし	240	8.0%	74	8.9%
合計	3,013	100.0%	836	100.0%

図表 2-40 カーテンの防災物品・製品の利用状況

のれん	GH		小規模多機能	
	施設数	割合	施設数	割合
防災物品・防災製品に限定	860	32.5%	221	32.2%
特になし	1,783	67.5%	466	67.8%
合計	2,643	100.0%	687	100.0%

図表 2-41 のれんの防災物品・製品の利用状況

カーペット	GH		小規模多機能	
	施設数	割合	施設数	割合
防災物品・防災製品に限定	1,046	38.7%	294	41.8%
特になし	1,657	61.3%	410	58.2%
合計	2,703	100.0%	704	100.0%

図表 2-42 カーペットの防災物品・製品の利用状況

ソファ	GH		小規模多機能	
	施設数	割合	施設数	割合
防災物品・防災製品に限定	383	13.4%	127	16.0%
特になし	2,484	86.6%	666	84.0%
合計	2,867	100.0%	793	100.0%

図表 2-43 ソファの防災物品・製品の利用状況

寝具	GH		小規模多機能	
	施設数	割合	施設数	割合
防災物品・防災製品に限定	373	12.9%	187	23.3%
特になし	2,518	87.1%	614	76.7%
合計	2,891	100.0%	801	100.0%

図表 2-44 寝具の防災物品・製品の利用状況



## 2-4. 消防設備等

### 2-4-1. 消防法区分

基本的にGHは「(6) 項口」に位置づけられますが、回答のあった事業所のうち70.1%が(6) 項口と回答がありました。回答上、建築基準法上の建物種別の区分との間で混乱があったであろう回答や、そもそも消防法の区分について理解していない割合も1/4を占めています(図表2-45)。

小規模多機能は「(6) 項ハ」に該当し、GHなど宿泊機能を持つ居住施設とは区別されて、デイサービス等通所施設と同様の扱いになっていますが、現実的には夜間の「宿泊」機能も持っており、消防署によってはグループホームと同等の位置づけ、指導を行っているケースが少なくありません。回答では(6) 項ハに該当するとの回答が47.7%でしたが、(6) 項口との回答も32.7%と高い割合を示しました(図表2-45)。

消防法区分	GH		小規模多機能	
	施設数	割合	施設数	割合
(6) 項口 老人福祉施設等	2,144	70.1%	278	32.7%
(6) 項ハ 通所施設等	85	2.8%	405	47.7%
(5) 項口 共同住宅・寄宿舍	52	1.7%	4	0.5%
(16) 項イ 複合用途	23	0.8%	17	2.0%
不明	756	24.7%	145	17.1%
合計	3,060	100.0%	849	100.0%

図表 2-45 消防法区分

### 2-4-2. 誘導灯・誘導標識

GH・小規模多機能とも全施設での設置が義務づけられています。GHでは未設置の割合が、2.0%、小規模多機能では3.3%となっています(図表2-46)。

誘導灯	GH		小規模多機能	
	施設数	割合	施設数	割合
設置	2,964	98.0%	812	96.7%
未設置	60	2.0%	28	3.3%
合計	3,024	100.0%	840	100.0%

図表 2-46 誘導灯・誘導標識の設置状況

### 2-4-3. 消火器

GHでは全ての施設において設置が義務づけられていますが、未設置が0.9%ありました。小規模多機能では150㎡以上が設置を義務づけられていますが、設置率は100%となっています(図表2-47)。

消火器の設置	GH		小規模多機能	
	施設数	割合	施設数	割合
設置	3,033	99.1%	844	100.0%
未設置	27	0.9%	0	0.0%
合計	3,060	100.0%	844	100.0%

図表 2-47 消火器の設置状況

#### 2-4-4 自動火災報知設備

GHでは全ての施設において設置が義務づけられましたが、調査時点での未設置が12.3% (図表 2-48)。小規模多機能では300㎡以上が設置を義務づけられています。複合・合築ではその内容によって条件は変わりますが、多くは設置義務の対象となります。設置義務があると推測される事業所のうち1.8%が未設置でした (図表 2-49)。

GH：自動火災報知	施設数	割合
設置	2,617	87.7%
未設置	367	12.3%
合計	2,984	100.0%

図表 2-48 GH：自動火災報知設備の設置状況

自動火災報知 小規模多機能	300㎡以上		施設数	割合
	300㎡以上	300㎡未満 合築 300㎡以上		
設置	219	167	386	98.2%
未設置	2	5	7	1.8%
合計	221	172	393	100.0%

図表 2-49 小規模多機能：自動火災報知設備の設置状況 (面積別)

#### 2-4-5 消防機関へ通報する火災報知設備

GHでは全ての施設において設置が義務づけられましたが、調査時点での未設置割合は25.0%となっています (図表 2-50)。小規模多機能では500㎡以上で設置が義務づけられています。設置義務があると推測される事業所のうち5.7%で未設置となりました (図表 2-51)。

GH：通報設備	施設数	割合
設置	2,233	75.0%
未設置	746	25.0%
合計	2,979	100.0%

図表 2-50 GH：消防機関へ通報する火災報知設備の設置状況

小規模多機能 ：通報設備	全体		設置義務あり			
	施設数	割合	500㎡以上	500㎡未満 合築 500㎡以上	施設数	割合
設置	526	65.5%	36	161	197	94.3%
未設置	277	34.5%	3	9	12	5.7%
合計	803	100.0%	39	170	209	100.0%

図表 2-51 小規模多機能：消防機関へ通報する火災報知設備の設置状況 (面積別)

## 2-4-6 ・ スプリンクラー

消防法改正により、GHではこれまでスプリンクラー設置の対象となっていた延べ床面積 1,000 m<sup>2</sup>以上に加えて、275 m<sup>2</sup>以上 1,000 m<sup>2</sup>未満の施設も設置の対象となりました（平成 23 年度末までの設置猶予期間あり）。床面積を考慮せず、GH 全体で見ると、開設当初より設置している事業所が 15.3%、消防法改正により設置済みが 5.9%、23 年度末までに設置予定が 65.4%、設置未検討が 13.4%となっています（図表 2-52）。

延べ床面積別で見ると、設置義務のない 275 m<sup>2</sup>未満では設置予定なしが 59.1%ですが、開設当初より設置が 9.2%、消防法改正により設置済みが 2.1%、23 年度末までに設置予定も 29.6%あります（図表 2-52）。

今回の改正により新たに設置が義務づけられた 275 m<sup>2</sup>以上 1,000 m<sup>2</sup>未満の事業所についてみると、開設当初から設置が 15.8%、消防法改正による設置が 6.7%となっており、3/4の事業所は平成 23 年度末までに設置をする予定となっています（図表 2-52）。

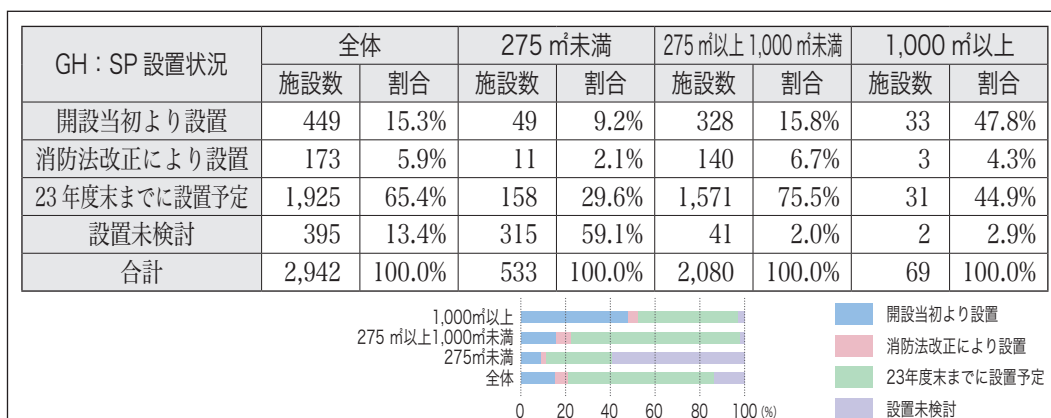
1,000 m<sup>2</sup>以上でもすでに設置済みは約半数であり、44.9%が平成 23 年度末までに設置を予定している状況にあります（図表 2-52）。

スプリンクラーのタイプとしては大きく一般型と簡易型（水道直結式 以下 水道直結式）とがありますが、275 m<sup>2</sup>以上 1,000 m<sup>2</sup>未満の事業所で消防法改正により設置されたスプリンクラーの 70.0%が水道直結式でした（図表 2-53）。

水道直結式の場合、水道圧力の関係で十分な性能が確保できない場合には加圧ポンプの設置をするケースがありますが、水道直結式スプリンクラー設置済み施設では、加圧ポンプを設置したケースと設置しなかったケースはほぼ半々となっており（図表 2-54）、湿式・乾式タイプ別でもほぼ半々となっています（図表 2-55）。

小規模多機能では延べ床面積 6,000 m<sup>2</sup>がスプリンクラー設置義務の対象です。ただし、他用途との複合や合築などの場合にはその限りでなく、その用途の規定に則り一体的な整備が求められたり、消防署の指導によりグループホームに準じた扱いがされたりする場合があります。

小規模多機能で開設当初よりスプリンクラーを設置しているのは 19.8%、今後設置予定が 32.7%、設置未検討が 46.8%です（図表 2-56、図表 2-57）。設置を促すための支援対策（既存施設のスプリンクラー整備特別対策事業）により、平成 23 年度末までに、おおよそ半数以上の小規模多機能でスプリンクラーが設置される状況になるものと思われます。



図表 2-52 GH：延床面積別スプリンクラーの設置状況

GH 延べ床面積別設置状況		275 m <sup>2</sup> 未満			275 m <sup>2</sup> 以上 1,000 m <sup>2</sup> 未満			1,000 m <sup>2</sup> 以上		
開設当初より設置	施設数・割合	49 (9.2%)			328 (15.8%)			33 (47.8%)		
	SP 種別	一般用	水道直結式	不明	一般用	水道直結式	不明	一般用	水道直結式	不明
	内訳施設数	15	26	8	151	117	60	20	7	6
	内訳割合	30.6%	53.1%	16.3%	46.0%	35.7%	18.3%	60.6%	21.2%	18.2%
消防法改正により設置	施設数・割合	11 (2.1%)			140 (6.7%)			3 (4.3%)		
	SP 種別	一般用	水道直結式	不明	一般用	水道直結式	不明	一般用	水道直結式	不明
	内訳施設数	0	11	0	26	98	16	1	1	1
	内訳割合	0.0%	100.0%	0.0%	18.6%	70.0%	11.4%	33.3%	33.3%	33.3%
23年度末までに設置予定	施設数・割合	158 (29.6%)			1,571 (75.5%)			31 (44.9%)		
	SP 種別	一般用	水道直結式	未定	一般用	水道直結式	未定	一般用	水道直結式	未定
	内訳施設数	7	43	108	115	493	963	7	2	22
	内訳割合	4.4%	27.2%	68.4%	7.3%	31.4%	61.3%	22.6%	6.5%	71.0%
現時点で設置予定なし	施設数・割合	315 (59.1%)			41 (2.0%)			2 (2.9%)		
	合計	533 (100.0%)			2,080 (100.0%)			69 (100.0%)		

図表 2-53 GH：面積別 設置スプリンクラーのタイプ

加圧ポンプの有無	GH		小規模多機能	
	施設数	割合	施設数	割合
あり	122	50.8%	50	68.5%
なし	118	49.2%	23	31.5%
合計	240	100.0%	73	100.0%

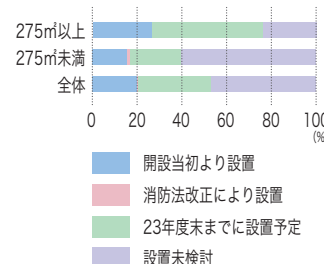
図表 2-54 スプリンクラー設置に伴う加圧ポンプ設置の有無

母数 = SP 設置かつ水道直結式

SP タイプ	GH		小規模多機能	
	施設数	割合	施設数	割合
湿式	205	51.9%	28	56.0%
乾式	190	48.1%	22	44.0%
合計	395	100.0%	50	100.0%

図表 2-55 スプリンクラータイプ（湿式・乾式別）

小規模多機能：SP 設置状況	全体		275 m <sup>2</sup> 未満		275 m <sup>2</sup> 以上	
	施設数	割合	施設数	割合	施設数	割合
開設当初より設置	152	19.8%	76	15.7%	76	26.8%
消防法改正により設置	5	0.7%	5	1.0%	0	0.0%
設置予定	251	32.7%	111	23.0%	140	49.3%
設置未検討	359	46.8%	291	60.2%	68	23.9%
総計	767	100.0%	483	100.0%	284	100.0%



図表 2-56 小規模多機能：延床面積別スプリンクラーの設置状況

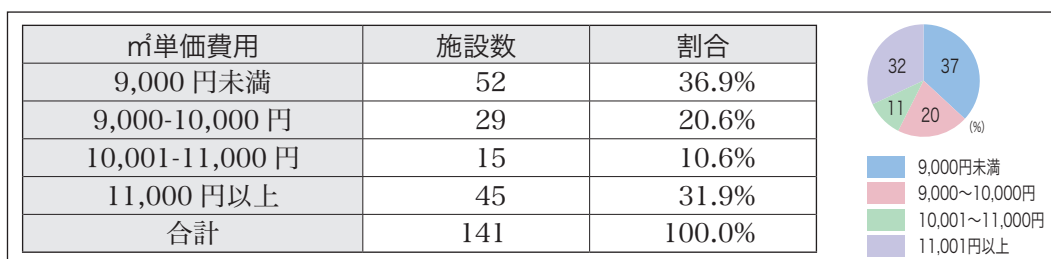
小規模多機能：延床面積別設置状況		275 m <sup>2</sup> 未満			275 m <sup>2</sup> 以上		
開設当初より設置	施設数・割合	81	(51.6%)		76	(48.4%)	
	SP 種別	一般用	水道直結式	不明	一般用	水道直結式	不明
	内訳施設数	34	35	12	39	30	7
	内訳割合	42.0%	43.2%	14.8%	51.3%	39.5%	9.2%
消防法改正により設置	施設数・割合	5	(100.0%)		0	(0.0%)	
	SP 種別	一般用	水道直結式	不明	一般用	水道直結式	不明
	内訳施設数	0	5	0	0	0	0
	内訳割合	0.0%	100.0%	0.0%	-	-	-

図表 2-57 小規模多機能：面積別 設置スプリンクラーのタイプ

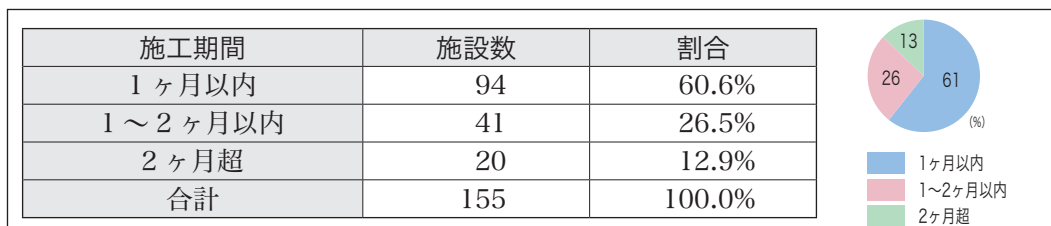
### 2-4-7 ・ スプリンクラー設置費用と施工期間

消防法改正により後付けで水道直結式のスプリンクラーの設置をした事例での設置費用（㎡単価）をみると、9,000 円未満が 36.9%、9,000 ～ 10,000 円が 20.6% となっており、おおむね補助金額 9,000 円/㎡程度となっていますが、10,000 円を超えるケースも 4 割あり、事業者の自己負担分が少なくない場合もあることがわかります（図表 2-58）。

利用者がいながらでの設置工事となるため、施工方法や施工期間は、現場で大きな課題を抱えることとなりますが、1 ヶ月以内での施工が 60.6%、1 ～ 2 ヶ月での施工が 26.5% となっており、2 ヶ月を超えるケースも 12.9% あります（図表 2-59）。既存の建物の状況によっても施工期間は大きく左右されるものと思われ、また場合によっては課題や困難を伴うケースがあることも考えられます。施工時の課題については別途検討する必要があります。



図表 2-58 スプリンクラー設置工事費用（㎡単価）



図表 2-59 スプリンクラー設置施工期間

### 2-4-8 ・ 特例措置

消防法改正により 275 ㎡以上のグループホームにはスプリンクラー設置が義務づけられましたが、1,000 ㎡未満のものについては、その設置が免除される特例措置が設けられています。①夜間において一定以上の介助者が確保されているケース「避難強化タイプ」、②全ての居室から掃き出し窓を介して直接地上に避難できる「避難経路確保タイプ」、③共同住宅利用で小規模な「共同住宅利用タイプ」、④避難時間が避難限界時間を超えない「避難所要時間と限界時間タイプ」の 4 つの要件のうち、いずれかに該当する場合です。

275 ㎡以上 1,000 ㎡未満の GH のうち、特例措置の要件のいずれかを満たすものは 20.0% となっており、要件としては避難強化タイプが 44.4%、避難経路確保タイプが 48.4% となっています（図表 2-60）。

特例措置を満たすもののうち、特例措置のみでスプリンクラーを設置せずに対応しているのが 10.2%（23 事業所）のみであり、45.8% は自主的判断でスプリンクラー

を設置済み、また 12.0%は行政指導により設置済み、現在設置を検討中も 19.6%となっており、多くの事業所で特例措置にかかわらずスプリンクラー設置を実施（検討）しているのが実態です（図表 2-61）。

275 m <sup>2</sup> 以上 1,000 m <sup>2</sup> 未満（有効回答数 1,125）		施設数	割合
特例措置を満たしている		225	20.0%
内訳 (複数回答含)	避難強化タイプ	100	44.4%
	避難経路確保タイプ	109	48.4%
	避難所要時間と限界時間タイプ	17	7.6%
	複合タイプ	17	7.6%
	不明	18	8.0%
特例措置を満たしていない		900	80.0%
合計		1,125	100.0%

図表 2-60 GH：特例措置の条件の充足状況

SP 設置状況	施設数	割合
特例措置のみで対応	23	10.2%
自主的判断で設置済	103	45.8%
行政指導により設置済	27	12.0%
現在検討中	44	19.6%
未回答	28	12.4%
総計	225	100.0%

図表 2-61 特例措置を満たしているケースのスプリンクラー設置状況



### 3 まとめ

本調査を通して、認知症高齢者グループホームと小規模多機能型居宅介護における防火安全対策の現状が明らかになりました。

#### 【利用者特性】

利用者の特性からは、要介護度3以上の利用者が占める割合が80%を超える事業所がグループホームでは7.9%、小規模多機能では4.6%あることが明らかになり、重度化が顕著な事業所も少なくない実態が明らかです。

#### 【運営】

夜勤の状況からは、グループホームでは利用者9名に対して1名の夜勤配置が多く、小規模多機能では夜勤1名・宿直1名体制で配置するパターンがもっとも多くみられました。いずれにしても、昼間と比較して少ない人員体制のもとでの運営であり、非常時の体制確立がきわめて重要となることが明らかになりました。

#### 【建物】

建物についてみると、グループホーム、小規模多機能とも木造が約半数を占める実態が明らかになりました。また既存の建物を利用したものがグループホームで約16%、小規模多機能で約32%あることも示され、その中には十分な耐震性能を満たさないであろうものも少なくない実態、また事業者自身が建物の構造的安全性について十分認識していなかったり、建物の状況を把握していないであろうケースも多く見られました。

延べ床面積をみると、今回の消防法改正に伴い、スプリンクラーの設置義務が生じるグループホームは全体の76.2%となっており、従来から義務づけられていた1,000㎡以上のものをあわせると、おおよそ8割のグループホームがスプリンクラー設置の対象となる実態が明らかになりました。

#### 【防火管理体制】

運営面から防火管理体制をみると、夜間想定避難訓練は昼間想定訓練に比べて実施率が低く、特に夜間の実施するケースはきわめて少ない結果となっていました。地域の住民参加や、地域の防災訓練への参加も約3割の事業所にとどまっています。非常時・災害時、避難や救助に際して何よりも力となるのは近隣住民の協力であり、日常からの関係づくり、体制づくりは急務の課題と言えます。

また、喫煙の管理状況をみると、グループホームでは47%、小規模多機能では44%が全館禁煙の体制をとっていますが、喫煙を認めている事業所のうち見守りを実施していないところも少なくない実態が明らかとなりました。特に居室内での喫煙に際しては、約3割で見守りの実施がありません。防火安全対策上は不安を残す結果となっています。

持ち込み物品・家具を含めた事業所内で使用する物品の防災状況をみると、カーテンで防災物品の採用が顕著です。居住性の確保と安全性の確保、両面から利用物品のあり方を検討していく必要があります。

**【消防設備】**

グループホームは(6)項口に該当するものが7割となっています。複合事例以外は、基本的には(6)項口に区分されると思われますが、建築基準法上の位置づけと勘違いして回答したと思われるものなどもわずかだが見られました。不明が25%を占め、自分の事業所が消防法上どのカテゴリーに属するか十分理解していない事業者が少なくなかったことも付け加えておきます。

小規模多機能は基本的には(6)項口に該当しますが、(6)項口と回答したのも約3割ありました。消防署の指導や設備設置にあたって、グループホームと同等と見なされ(6)項口と同等の指導を受けた等の理由により(6)項口と回答したものと思われる。

スプリンクラーの設置状況をみると、グループホーム(全体)では開設当初よりの設置が15.3%、消防法改正により設置されたものが5.9%となっており、現時点での設置率は約21%となっています。今回の消防法改正により設置義務が生じた延べ床面積275㎡以上1,000㎡未満の事業所に限ってみると、消防法改正により設置したところが6.7%、調査時点での未設置率は77.5%となっています。

一方、小規模多機能では、現時点での設置率は20.5%となっており、今後設置を検討しているところが32.7%ありますが、設置を検討していないところも46.8%あることが明らかになりました。

以上、結果の要点をみてきましたが、今後設置が進むと思われるスプリンクラーの整備と同時に、日常における防火安全対策もより徹底して進めていくことの必要性が示されたと言えます。小規模多機能においても、現行法では(一定の条件下を除いて)スプリンクラーの整備の必要性はありませんが、宿泊機能を有する施設形態であること、また夜間の体制等を考えると、グループホームなどと同様の配慮が求められてしかなるべき形態であり、今後そのあり方は検討されていくこととなります。

また、建物の耐震的な安全性確保や消防法の理解においても、十分ではない事業所も少なくありません。防火対策に限らず、利用者の安全を確保する事業者の責務として、自らの事業所の状況(ハード・ソフト)を十分に認識しながら、防火を含めた安全対策を検討していく必要があります。

送付アンケート票一式は以下の通りです。消防設備に関する基準等は認知症高齢者グループホームと小規模多機能型居宅介護で異なっており、それぞれに沿ったアンケート票を送付しました。以下に示すアンケート票は認知症高齢者グループホームに対して郵送したアンケート票です。

「認知症高齢者グループホーム / 小規模多機能型居宅介護  
の防火安全対策に関する調査」  
ご協力をお願い

2006年1月の長崎県大村市における認知症高齢者グループホーム「やすらぎの里さくら館」での火災を受けて、改正消防法が2009年4月1日に施行されました。防火安全対策は、利用者の安全性と暮らしの両立を目指し、防火管理・消防設備・建築の三つの視点から講じてゆくことが大切です。当協会では、事業者団体の協力を得ながら認知症高齢者グループホームならびに小規模多機能型居宅介護における防火安全対策についての研究を進めております。この一環として本調査研究を企画させて頂きましたので、何卒、ご協力のほどよろしく願いいたします。

小規模福祉施設における安全性に関する調査研究班

ご記入にあたってのお願い

- データは調査目的以外に使用いたしません。
- 9月1日の状況を記載ください。
- たいへん恐縮ですが 10月4日までに投函下さい。

本調査は厚生労働省平成21年度老人保健事業推進費等  
国庫補助事業に基づいて実施しております。

本調査研究に関する問い合わせ先  
社団法人日本医療福祉建築協会 事務局

TEL :  
FAX :  
e-mail :

## 1. 概要についてお伺いします。下記の項目についてご記入ください。

①	施設名	
②	開設年月	年 月
③	所在地	
④	運営主体	1. 社会福祉法人 2. 医療法人 3. NPO 4. 株式会社 5. 有限会社 6. その他
⑤	定員	「登録」( 名)、「通い」( 名)、「泊まり」( 名) (申請数を記入下さい)
⑥	登録者の要介護度	内訳 要支援: 名 要介護1・2 名 要介護3以上 名
⑦	小規模多機能	夜勤: 名 宿直: 名 (オンコールでの自宅待機の宿直は記載しないでください)
⑧	夜間 職員 配置	合築建物 夜勤: 名 宿直: 名 (上で記載した小規模多機能の夜間配置数を含めないでください)
⑨	同一敷地内の別棟	夜勤: 名 宿直: 名
⑩	近隣の同一 ・関連法人	夜勤: 名 宿直: 名 小規模多機能からの距離: おおよそ m

## 2. 建物についてお聞きします。

①	構造	1. RC造 2. 鉄骨造 3. 木造 4. その他
②	階数	( )階建ての( )階部分を小規模多機能として利用
③	延床面積	m <sup>2</sup> (小規模多機能型居宅介護としての延床面積を記入ください)
④	延床面積	m <sup>2</sup> (合築の場合、併設機能を合わせた延床面積を記入ください。別棟の場合は記入不要です。)
⑤	建物の所有形態	1. 所有 2. 賃貸
⑥	宿泊室の窓	■宿泊室の窓から建物の外へと避難することができますか (窓とは床からの掃き出し窓を指します。腰窓を乗り越える場合には「避難できない」と判断ください。) 1. できる 2. できない 3. できる居室とできない居室がある
⑦	新築・転用	1. 新築型 2. 民家転用型 3. その他の建築物からの転用型 (従前用途: ) ■上記で2と3に○をつけた方にお聞きします。建築確認申請は行いましたか。 1. 行った 2. 行っていない 3. 確認申請の必要がなかった 4. 不明
⑧	竣工年	1. 年 2. 不明 (おおよそ 年頃)
⑨	耐震性能	1. 新耐震 2. 旧耐震だが耐震改修済み 3. 旧耐震 4. 不明 (1981年に耐震基準が変わり、その性能に基づいたものを新耐震、それ以前の性能に基づいたものを旧耐震と呼びます。昨今の構造偽装によって新たに耐震性能が強化されましたが、これについての設問ではありません。)

図表 2-63 アンケート調査票 2

### 3. 防火管理体制についてお聞きします。

消防法改正により、グループホームにおいては、収容人員（職員も含む）10人以上の場合、防火管理者の選任、消防計画の策定、消防用設備等点検報告、避難訓練が義務づけられることとなりました。小規模多機能型居宅介護は収容人員（職員も含む）30人以上の場合、消防法における法定義務があります。介護保険法上の指定基準においては消防法の規定による防火管理者を定める必要がない場合であっても、「防火管理についての責任者」を定めなければならないとされています。下記の①～②は消防法に基づく対応の有無をお答えください。

①	防火管理者（消防法に基づく防火管理者に限る）	1. 選定している	2. 選定していない
②	消防計画	1. 策定している	2. 策定していない
③	消防用設備等点検報告	1. 実施している（ 年に1回）	2. 実施していない
④	避難訓練	1. 実施している	2. 実施していない
	1の実施しているに○をつけた方は右も回答ください	昼間を想定した訓練 : 1年に 回実施 夜間を想定した訓練 : 1年に 回実施 → 1. 夜間に実施 2. 昼間に実施 地域住民の参加 : 1. あり 2. なし 事前予告なしでの通報訓練 : 1年に 回実施 地域の消防訓練への参加 : 1. あり 2. なし	
⑤	喫煙の管理（宿泊室以外）	喫煙場所 : 1. 限定している	2. 限定していない 3. 利用者による 4. 全館禁煙 職員の見守り : 1. 実施 2. 実施していない 3. 利用者による
	喫煙の管理（宿泊室）	喫煙 : 1. 認めている	2. 認めていない 3. 利用者による 職員の見守り : 1. 実施 2. 実施していない 3. 利用者による
⑥	火気管理	キッチン	種類 : 1. IH 2. ガス 管理 : 1. 夕食後の使用が終わった後に毎日確認して書類に記載 2. 確認のみ
		ライター	1. 職員が管理している 2. 職員が管理していない
⑦	防災物品 防災製品	カーテン : 1. 防災物品・防災製品に限定	2. それ以外も認めている のれん : 1. 防災物品・防災製品に限定 2. それ以外も認めている ソファ・いす : 1. 防災物品・防災製品に限定 2. それ以外も認めている カーペット・じゅうたん : 1. 防災物品・防災製品に限定 2. それ以外も認めている 寝具 : 1. 防災物品・防災製品に限定 2. それ以外も認めている

図表 2-64 アンケート調査票 3

## 4. 消防法区分、消防設備についてお聞きします。

①	消防法区分	1. 消防法施行令別表第一(6)項ロ 2. 同(6)項ハ 3. 同(5)項ロ 4. その他( ) (小規模多機能型居宅介護は(6)項ハに該当しますが、併設機能がある場合には全体で規定します。)
②	消火器	1. 設置 2. 未設置 (小規模多機能型居宅介護は、延床面積150㎡以上の場合、義務づけられています。)
③	自動火災報知設備	1. 設置(通常タイプ) 2. 設置(連動式住宅用火災警報器) 3. 未設置 (小規模多機能型居宅介護は、延床面積300㎡以上の場合、義務づけられています。)
④	消防機関へ通報する 火災報知設備	1. 設置(通常タイプ) 2. 設置(ワンタッチ式) 3. 未設置 (小規模多機能型居宅介護は、延床面積500㎡以上の場合、義務づけられています。)
⑤	誘導灯・誘導標識	1. 設置 2. 未設置 (すべての小規模多機能型居宅介護に義務づけられています。)
⑥	公共の消防水利までの 距離 <small>(屋外消火栓・防火水龍・河川など)</small>	1. 敷地内に設置している 2. 敷地外(おおよそ m) 3. どこにあるのか不明
⑦	スプリンクラー設備	<p>(小規模多機能型居宅介護は、延床面積6,000㎡以上の場合、義務づけられています。)</p> <p>■スプリンクラー設置状況についてお聞きします。</p> <p>1. 開設当初より設置 (1. 一般用 2. 水道直結式) 2. 消防法改正により設置 (1. 一般用 2. 水道直結式) 3. 設置予定 (1. 一般用 2. 水道直結式 3. 検討中) 4. 設置は検討していない</p> <p>■水道直結式スプリンクラーを設置している方(設置が決まっている方を含む)にお聞きします。</p> <p>加圧ポンプの有無 : 1. 加圧ポンプなし 2. 加圧ポンプあり 乾式湿式 : 1. 湿式 2. 乾式</p> <p>■消防法改正に配慮して、スプリンクラーを新たに設置した方にお聞きします</p> <p>1. 費用 : 円(うち交付金・単独補助など 円) 2. 施工期間 : ケ月( 年 月 ~ 年 月) 3. 施工期間中の利用者の生活継続はどのようにして行いましたか。具体的に記載下さい。 4. 特記すべき課題があった場合には具体的に記載ください</p> <p>■275㎡以上1000㎡未満のグループホームはスプリンクラーの設置が義務付けられましたが、設置不要の特例措置があります。小規模多機能は本特例とは直接の関係はありませんが、参考までにお聞きします。</p> <p>・貴小規模多機能型居宅介護はこの特例措置を満たしていますか。</p> <p>1. 満たしている → 1. 避難強化タイプ 2. 避難経路確保タイプ 3. 避難所要時間と限界時間タイプ 2. 満たしていない 3. 分からない</p>

図表 2-65 アンケート調査票 4



5. 消防法改正に伴う自治体福祉部局、消防署、水道局の対応や見解について、特記すべきことがあれば記入ください。

①	自治体福祉部局	
②	消防署	
③	水道局	

<小規模福祉施設などに対するスプリンクラー設備の特例>

「小規模社会福祉施設に対する消防設備等の技術上の基準の特例の基準について」平成19年6月13日消防予防第231号の通達により延べ面積が1000㎡未満の小規模福祉施設は以下の1～4の要件のいずれかに該当するものはスプリンクラーの設置を免除されます。

(以下の1～4は主旨をかえない範囲でわかりやすく記述しています)

1. 2階建て以下で、内装仕上げが不燃材・準不燃材・難燃材のいずれかで、かつ、夜間における介助者一人あたりの自力避難困難者（要介護3以上の者）が、従業員にあっては4人以内、近隣協力者（併設されている施設の職員、近隣住民、契約している警備会社の職員等）にあっては3人以内となるように介助者が確保されている場合。

→ 本アンケートの「避難強化タイプ」

2. 2階建て以下で、壁および天井の室内に面する部分の仕上げが不燃材・準不燃材・難燃材のいずれかで、かつ、すべての居室において、どの居室から出火しても、出火した居室の前を通らず扉または掃き出し窓を介して、地上または一時避難所に直接でることのできる場合。

→ 本アンケートの「避難経路確保タイプ」（腰窓で避難経路が確保されている場合は該当しません）

3. 共同住宅の複数の部屋を使用し・・・（以下、割愛。障害者グループホームなどを対象としています）

4. 避難時間が避難限界時間を超えない場合。

→ 本アンケートの「避難所要時間と限界時間タイプ」

（避難時間と避難限界時間の算出方法は現在、検討会で議論されています。）

記入者名（問い合わせ先電話番号）

(Tel. _____ )
---------------

ご協力ありがとうございました。

本研究終了後、ご記入者宛に調査結果を含めた研究報告書をお送りします。

図表 2-66 アンケート調査票 5

